海外商社の与信管理について

平成13年４月１日　01-制度-00064

沿革　平成１４年９月１２日　一部改正

　平成１５年３月２５日　一部改正

　この規程は、与信管理のうち与信枠管理及び信用危険のてん補等の基本的な事項等について定める。ただし、信用危険のてん補の範囲及び保険契約締結の条件等については、本規程に基づき各貿易保険の保険契約締結等の規程において定めることとする。

（与信枠）

1. 与信枠は、代金回収不能に係るてん補責任の限度額とし、「海外商社名簿につい　て」（平成13年４月１日　01-制度-00063。以下「名簿規程」という。）第５条第１項の登録又は格付変更の申請等により、海外商社毎に、信用状態等の評価に基づき設定又は変更を行うこととする。

２　与信枠は、貿易保険の代金回収不能に係る信用危険の保険責任残高により管理するこ

　ととする。ただし、前払輸入保険の場合にあっては、同保険契約の信用危険の保険責任

　残高による。

３　与信枠は、次の各号に掲げる枠を設けて管理するものとする。

　一　短期総合保険総支払限度枠　　短期総合保険の特約において設定した信用危険保険

　　金支払限度額の総額により管理する枠とする。

二　短期限度額設定型貿易保険総支払限度枠　　短期限度額設定型貿易保険（製造業用）において設定した保険金支払限度額の総額により管理する枠とする。

 三　個別保証枠　　個別保険関係の成立の限度として管理する枠とする。

（与信枠管理の対象）

第２条　前条に定める与信枠の管理の対象は、名簿規程第２条に規定する与信管理区分Ｅに格付（ＥＣ格の者を除く）された海外商社とし、与信枠管理の対象となる保険契約の種類及び海外商社の格付の関係は、別表のとおりとする。

（短期総合保険総支払限度枠）

第３条　第１条第３項第１号に定める短期総合保険総支払限度枠の管理の対象は、短期総合保険特約書第５条第２号の規定により、信用危険保険金支払限度額を設定した海外商社又は貿易一般保険約款第６条第２号ロに規定する割合を１００分の５０とする海外商社に限るものとする。

　（短期限度額設定型貿易保険総支払限度枠）

第４条　第１条第３項第２号に定める短期限度額設定型貿易保険総支払限度枠の管理の対象は、短期限度額設定型貿易保険（製造業用）約款第８条の規定による保険金支払限度額を設定した海外商社に限るものとする。

　（個別保証枠）

第５条　第１条第３項第３号に定める個別保証枠の管理の対象は、与信管理区分ＥのうちＥＭ格またはＥＦ格に格付された海外商社に限るものとする。

２　個別保証枠の増額をしようとする者は、名簿規程第７条に定める信用調査報告書をもって個別保証枠の増額の申請を行うこととする。

３　個別保証枠の確認等の取扱いは、個別保険の保険契約に関する規程等において日本貿易保険が別に定める。

（事故管理）

第６条　名簿規程第３条第１項に規定する事故管理区分に該当する海外商社は、信用危険の事故該当金額の残高により管理するものとする。

（信用危険のてん補の制限）

第７条　貿易保険の保険契約は、次の各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合を除き信用危険をてん補することができることとする。ただし、日本貿易保険が別に定める場合を除く。

一　名簿規程第２条第２項に規定する与信管理区分の格付が、ＰＮ、ＰＵ及びＰＴに該当する海外商社

二　名簿規程第３条に規定する事故管理区分Ｒに該当する海外商社

２　名簿規程第５条第５項において日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限と

　は、次の各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とする。

一　被保険者と本支店関係にある場合

二　被保険者の輸出契約等の相手方に対する、又は輸出契約等の相手方の輸出者等に対する出資比率が50％を超えている場合

三　被保険者が輸出契約等の相手方に対し、又は輸出契約等の相手方が被保険者に対し代表権を有する者、取締役の職にある者又はその他経営の基本方針の決定に参加する者を派遣している場合

四　前各号に掲げるもののほか、日本貿易保険が特に認めた場合

（保険契約締結の制限）

第８条　事故管理区分Ｂ及びＬに該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする輸出契約等については、保険契約を締結しないこととする。

（その他）

第９条　名簿規程第４条第１項の規定により「ＳＦ」に格付された海外商社が、保険契約の締結の管理から除外された場合は、名簿規程第２条及び第３条の規定に基づき格付を決定することとする。

２　与信管理区分Ｓに格付の銀行等が輸出契約等の相手方（代金の支払人）となる場合は次により取り扱うこととする。

一　与信管理区分ＳＡに格付の銀行等の場合は、ＥＡの海外商社として取り扱うこととする。

二　与信管理区分ＳＣ及びＳＲに格付の銀行等の場合は、前条の規定を準用し適用することとする。

　 附　則

 この規程は、平成13年４月１日から実施する。

　 附　則

 この改正は、平成14年10月１日から実施する。

 附　則

 この改正は、平成15年4月１日から実施する。

 別　表

与信枠管理一覧表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 与　　　信　　　枠 |
| 短期総合保険総支払限度枠 | 短期限度額設定型貿易保険総支払限度枠 | 個別保証枠 |  |
| 短期総合保険特約 |  ＥＥ，ＥＡ ＥＭ，ＥＦ | － | － |  |
| 短期限度額設定型貿易保険 | － |  ＥＥ，ＥＡ ＥＭ，ＥＦ |   |   |
| 貿易一般保険関係の特約 | － | － | － | ＥＥ,ＥＡ |
| 貿易一般保険個別 輸出契約 技術提供契約 仲介貿易契約 | －－－ | －－－ | ＥＭ，ＥＦＥＭ，ＥＦＥＭ，ＥＦ | ＥＥ,ＥＡＥＥ,ＥＡＥＥ,ＥＡ |
| 輸出手形保険 | － | － | ＥＭ，ＥＦ | ＥＥ,ＥＡ |
| 前払輸入保険 | － | － | － | ＥＥ,ＥＡ |

 （注）　表中「貿易一般保険関係の特約」とは、次の特約をいう。

 　　　　貿易一般保険（設備財）特約

 　　　　　　同 （貸付契約）特約

 　　　　　　同 （自動車）特約

 　　　　　　同 （技術提供等）特約